

人とペットの 避難行動支援ガイド

— 動物避難所の活用と避難の多様化に向けて —



はじめに

現在日本では、約 1500 万頭の犬猫が飼育され、全世帯の約 3 割がペットを飼育しています。2011 年の東日本大震災を契機として、災害時にペット共に避難をする「同行避難」の呼びかけが盛んに行われるようになりましたが、指定避難所での同伴避難については「ペット不可」や「決まっていない」とする避難所が多く、ペットとの避難をためらい、あるいは、あきらめてしまう方が少なくありません。令和 6 年能登半島地震でも、犬と猫を飼っている被災者の方が、「ペットがいるから」と避難所ではなく自宅の納屋で生活していたところ、火災の二次災害で死亡する事案が報告されています。

ペットがいることを理由に適切な避難行動が取れないことで、人もペットも命の危険にさらされてしまいます。NPO 法人全国動物避難所協会は、全国に『動物避難所』を設置することを通じて、こうした現状を解決するために、2021 年より活動を開始しました。

当協会では、ペットの避難の受け皿となる動物避難所を各地域に設置することは、災害時にペットを飼育している被災者の避難の選択肢を広め、適切な避難行動を促すことにつながると考えています。また、指定避難所をペット同伴可にする働きかけよりも、ペットホテルやペットと泊まれる宿などの民間施設が運営する民間動物避難所の登録を増やすことに重点を置いています。これは、指定避難所をペット同伴可にする働きかけは地元住民が行うべきことであると考えていること、合意形成のプロセスが必要な指定避難所よりも民間動物避難所の方が早く登録数を増やせると考えていること、普段から飼い主が集う民間施設が動物避難所になることでこそ啓発の効果を発揮できると考えていることがその理由です。

さらに、民間動物避難所として人やペットの受け入れはできないけれども、人とペットの避難、人とペットの防災については啓発できる組織・団体を対象に、ペット防災啓発窓口としての登録も促しています。

本書執筆現在（2026 年 1 月）、動物避難所の登録数は 160 件、ペット防災啓発窓口は 385 件になっています。多くの皆さまの参加で、動物避難所の取り組みは全国規模で拡大しています。しかし、登録数が増えたら課題が解決するわけではありません。大規模災害では、数万単位のペット連れの避難者が生じます。動物避難所が避難の一つの選択肢となるだけでなく、飼い主に対する効果的な啓発も必要です。動物避難所登録を増やすことは、そうした飼い主に向けた平時の啓発、地域におけるペット防災の担い手をエンパワーメントすることにもつながります。

本書は、動物避難所やペット防災啓発窓口として、また企業や団体として、ペット防災・災害時の人とペットの救援活動に参加しようとする人や組織に向けての手引書となることを目指しました。飼い主とペットの避難のこれまでについて記述すると共に、動物避難所という社会的資源を核に、人もペットも、飼っている人も飼っていない人も安心して避難できる社会を目指すためにそれぞれの立場からできることを考えられる内容としています。各地域で活躍する一人一人の担い手が、本書を手にとってペット防災の活動を助け、災害時に人もペットも誰一人取り残さない社会を創っていく、そんな未来への一歩を皆さんと踏み出していきたいと考えております。是非、一緒に社会を創っていきましょう。

特定非営利活動法人全国動物避難所協会 理事長

全国動物避難所協会とは

特定非営利活動法人全国動物避難所協会は、災害時に人もペットも安心して避難できる社会を実現するために、2021 年 9 月に設立されました。「家（うち）からトコトコ歩いて行ける場所に動物避難所がある社会」を目指し、動物避難所の登録プラットフォームである「うちトコ動物避難所マップ」を運営しています。

◆主な活動

1. 動物避難所の登録・支援

- 全国の動物避難所を「うちトコ動物避難所マップ」に登録
- 動物避難所の開設・運営をサポート
- 避難所開設訓練の支援

2. ペット防災啓発窓口の登録・支援

- ペット防災カレンダーの制作・配布
- 啓発窓口の登録・支援
- イベント・ワークショップの開催支援

3. 動物避難所データベースの構築

- 動物避難所のデータ一覧についてオープンソースで公開
- ペット関連アプリ等と連携した動物避難所情報の表示

4. 災害時救援体制の構築

- 災害時の飼い主とペットの救援体制整備に向けた訓練の実施
- 物資支援に関する情報共有体制の構築

5. 情報発信

- 公式 LINE での防災情報配信
- Web サイトでの事例紹介
- SNS での啓発活動

目次

はじめに

全国動物避難所協会とは	3
-------------	---

第1章 現状と課題

1-1 これまでの災害とペットの避難	6
1-1-1 阪神・淡路大震災（1995年）	6
1-1-2 東日本大震災（2011年）	6
1-1-3 熊本地震（2016年）	7
1-1-4 令和元年東日本台風（台風19号、2019年）	7
1-1-5 令和6年能登半島地震（2024年）	8
1-1-6 大船渡山林火災（2025年）	9
1-1-7 佐賀関大規模火災（2025年）	10
1-2 飼い主と関係者の意識の変化	11
1-2-1 飼い主の意識の変化	11
1-2-2 自治体の意識の変化	11
1-2-3 企業の意識の変化	12

第2章 どうやって始める？動物避難所

2-1 動物避難所とは	13
2-1-1 動物避難所の設置者	13
2-1-2 動物避難所の役割	13
2-1-3 動物避難所の位置づけ	14
2-1-4 動物避難所の運営の原則	14
2-2 動物避難所を始めるには	15
2-2-1 基本方針を検討し、設置を決定する	15
2-2-2 うちトコ動物避難所マップへの登録	15
2-2-3 動物避難所開設計画の作成	16
2-2-4 動物避難所開設訓練の実施	17
2-2-5 地域での事前の連携構築	17
2-3 災害時の活動	18
2-3-1 安全確保と被災状況の確認	18
2-3-2 動物避難所の開設判断	18
2-3-3 動物避難所の開設の周知と受け入れ	18
2-3-4 被災地のペットの避難に関する情報共有	19
2-4 災害時の動物避難所同士の支え合い	19
2-5 動物避難所開設事例	19
2-5-1 大船渡山林火災における「保護猫アンドゥ」の取り組み	19

第3章 どうやって広める？啓発窓口

3-1 ペット防災啓発窓口とは	21
3-1-1 ペット防災啓発窓口の設置者	21
3-1-2 ペット防災啓発窓口の役割	21

3-2 啓発活動事例集	21
3-3 ペット防災カレンダーの活用	23
3-3-1 ペット防災カレンダーの特長	24
3-3-2 ペット防災カレンダー3つの提供方法	24
3-4 最初の一步はどうしたら？	24

第4章 どうやってつながる？行政や他団体との連携

4-1 顔の見える関係の必要性	25
4-1-1 「情報のハブ」に動物避難の選択肢を提示できる	25
4-1-2 「特別扱い」ではなく「包括的支援」にするため	25
4-1-3 地域のペット支援を一元化する	25
4-2 連携の心構え	25
4-2-1 行政や自治会の「不安」を解消する提案を	25
4-2-2 「正義の押し付け」ではなく「共通のゴール」を探る	26
4-2-3 普段からの「顔の見える関係」と信頼の積み重ね	26
4-3 顔の見える関係づくり	26
4-3-1 「こちらの活動」を知ってもらい、巻き込む	26
4-3-2 「相手の活動」に飛び込み、貢献する	27
4-3-3 「防災以外」の交流が信頼の土台を作る	27
4-4 議会の活用	27
4-4-1 議会は「市民の声」を行政に届ける窓口	27
4-4-2 「未定」の状況を可視化する	28
4-4-3 行政は「質問」されることで動き出す	28
4-4-4 効果的な質問の組み立て方	28
4-5 具体的な実践例	28
4-5-1 長野県須坂市の災害協定モデル（犬処ケンケン）	28
4-5-2 平時の研修・訓練が、有事の連携につながった取り組み（人と動物の共生センター）	30

第5章 災害とペットの未来

5-1 現在の課題の整理	32
5-1-1 ペット防災に対する社会的な認識のずれ	32
5-1-2 飼い主側の事前備えの不足	32
5-1-3 避難所および二次避難先における受け入れ体制の未整備	32
5-1-4 発災時における情報混乱と支援のミスマッチ	33
5-1-5 支援活動と地域資源の競合	33
5-1-6 人の防災施策とペット防災の分断	33
5-2 今後の対策	33
5-2-1 日常生活に組み込まれた継続的な啓発の仕組みづくり	33
5-2-2 被災地のニーズと地域資源を可視化するリアルタイム・マッピングの構築	34
5-2-3 人の防災と一体化したペット防災体制の構築	34
5-2-4 広域的なペット防災支援ネットワークの構築	34

さいごに	35
------	----

第1章 現状と課題

1-1 これまでの災害とペットの避難

これまで災害が発生するたびに、ペットの避難についてはその課題が取り沙汰されてきました。近年に起こった主な災害で、どのような対応が行われたか流れを把握することで、今後の災害への備えを進める参考になります。

1-1-1 阪神・淡路大震災（1995年）

阪神・淡路大震災では多くの家庭動物が被災し、避難生活と救援対応で大きな課題が浮かび上がりました。震災直後の被災動物の推計は、犬約4,300頭、猫約5,000頭にのぼり、合計約9,300頭が人と同様に被災したとされます。これらの動物は倒壊家屋の下敷きや火災で死亡した例もあり、生存した動物の多くが飼い主とともに避難所へ集まりましたが、避難所のスペースや設備が不十分なため、ペットをめぐるトラブルが頻発しました。たとえば、避難所にペットを連れてきたことを嫌う人との衝突や、アレルギーや衛生面での不満から対立が起り、ある避難所ではペット所有者が退去を余儀なくされた事例も記録されています。

この経験から、動物も避難者の一員として扱う必要性が明らかになったことは重要な教訓です。被災者と同様に動物の存在を想定した避難所の受け入れ体制や、飼い主への啓発・指導が欠かせないことが示されました。また、動物救援組織による本格的な救援活動も始まり、兵庫県南部地震動物救援本部が設置され、餌の配給、放浪動物の保護・治療、里親探しなどが全国規模で展開されました。これは、災害時に組織的な動物救援体制の必要性を提示する契機となりました。

【参考】防災科学技術研究所
https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/detail/pdf/2-2-4.pdf?utm_source=chatgpt.com

1-1-2 東日本大震災（2011年）

東日本大震災では、地震・津波・原子力災害が重なり、広範囲かつ深刻な被害が発生しました。ペットに関する避難の課題も深刻なものとなりました。

当時は「同行避難（災害時に飼い主がペットを連れて避難すること）」の概念が広く浸透していませんでした。福島第一原発の事故に伴う避難指示区域からの避難では「すぐに戻れるだろうから、数日分の餌と水を置いて家族だけ避難する」例が多く見られました。その結果、避難区域内に残された動物が餓死したり、放浪した例が報告されました。放浪ペットは繁殖や野生化につながり、その後の住民生活・地域環境にも影響しました。その後、避難区域内への立ち入り許可を得た動物保護団体等による迷子動物の捜索と飼い主への返還の活動が行われ、一部の動物たちは飼い主の元に帰ることができました。

地方自治体・避難所によってペット受け入れの可否や対応がまちまちで、ルールや設備が統一されていないため、避難所生活でペット関連のトラブルや困難が生じました。

こうした経験を受けて、国や自治体はペット避難の対応を強化する方向に舵を切り、2013年（震災後約2年半）、環境省が「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を公表し、災害時に飼

い主がペットを連れて避難すること＝「同行避難」を原則として推奨する内容が盛り込まれました。また、自治体だけでなく、動物保護団体・獣医師会等との協力体制が重要とされ、災害時の情報共有・避難支援などの体制整備を促す内容となりました。

同ガイドライン以降、同行避難の重要性は各地方自治体の防災計画にも取り込まれ、飼い主・自治体の意識変化が進んだ契機となったといえます。

1-1-3 熊本地震（2016年）

熊本地震（2016年）では、発災当時、環境省によるペット同行避難の考え方やガイドラインはすでに示されていましたが、「同行避難」と「同伴避難」が混同されることで現場での混乱が生じました。ガイドラインの影響で、同行避難という言葉がある程度共有されていたことで、ペットと一緒に避難所に避難する飼い主がいました。飼い主は、ペットとともに避難所で生活する「同伴避難」を期待していましたが、実際の避難所では同伴避難が想定されておらず、多くの避難所で「ペットは入れない」「屋外での管理に限る」といった対応が取られました。その結果、飼い主が避難所への入所を諦めて、車中泊や危険な自宅での在宅避難を選択したりする事例が多数発生しました。

一方で、熊本地震では、動物病院や民間支援団体が主体となり、人とペットを同時に受け入れる避難拠点を設けるなど、現場の工夫による支援活動も行われました。これらの取り組みを通じて、理念としての同行避難を掲げるだけでなく、実際にどのように受け入れ、運営するのかという具体的な対応策の重要性が強く認識されるようになりました。

熊本地震の教訓は、その後に改訂された「人とペットの災害対策ガイドライン（2018年）」にも反映され、避難所運営を含めた実践的な対応の整理、自治体職員や避難所運営者への事前周知、関係機関・団体との連携強化、さらには飼い主自身が平時から備えることの重要性が明確に示されるようになりました。熊本地震は、ペット防災を理念にとどめず、実際の運用へと進める転換点となった災害であったといえます。

1-1-4 令和元年東日本台風（台風19号、2019年）

令和元年台風19号では、長野県を中心に記録的な豪雨が発生し、千曲川の氾濫により広範囲で浸水被害が生じました。熊本地震同様、同伴避難はほぼ実現せず、一部の避難所では犬連れの避難者が受け入れを拒否される事例も報告されています。その結果、車中泊や自宅待機を選ばざるを得ない飼い主も多く、避難の遅れやリスク増大につながりました。軽トラックの荷台に犬を繋いだまま避難し、流されて死亡した事例もあり、ペットを含めた避難判断の難しさが浮き彫りになりました。

一方で、民間動物避難所の実践が重要な役割を果たしました。須坂市では、トリミングサロン「犬処ケンケン」が、2015年に市と災害時動物救護協定を締結しており、発災当日の2019年10月12日



© “猪（しし）の満水”
（令和元年東日本台風）
災害デジタルアーカイブ



夕方からペットの一時預かりを開始しました。実際には延べ20匹程度の犬猫を受け入れました。

また、協定内容にはトリミングカーによる衛生対策支援も含まれており、平時の避難訓練ではシャンプー実演も行っていますが、当時は車も動かさず断水状態だったため、出動する機会はありませんでした。

「犬処ケンケン」の実践では、生活排水の停止により水が使えず、衛生管理が想定通り行えなかったこと、行政からの費用補助がなく無償対応となったこと、サロン営業の停止による経済的負担などの課題が浮き彫りになりました。また、ケージに慣れていない犬、人に触らせない犬、首輪が不適切な犬など、日頃の社会化不足が避難時の大きな障害となりました。猫についても、ケージが不可欠であるにもかかわらず飼い主が持参できない現実や、避難所での備蓄不足が明確な課題として残りました。

千曲川氾濫は、トリミングサロンや動物病院などの地域の専門家が、民間動物避難所としてペットの避難を支援する取り組みの重要性を示すと共に、民間動物避難所実践の課題を浮き彫りにした災害だったといえます。

1-1-5 令和6年能登半島地震（2024年）

令和6年能登半島地震では、最大震度7を観測、能登半島全域で甚大な被害が生じ、最大約4万人が避難、道路寸断により孤立集落も多数発生しました。

ペットとの避難の状況について、発災当初に日本レスキュー協会が行った調査では、119か所の避難所のうち、同行避難が確認されたのは56か所（48%）、同伴避難は27か所（23%）、避難所内で確認されたペットは犬36頭、猫16頭などでした。当然被災者の数から考えれば、これは実態の一部に過ぎません。多くの飼養者が在宅避難や車中泊を選択していたことが考えられます。

ペットとの避難に関わる問題として、地域特性は大きく影響しました。能登地方では中型犬の外飼いが多く、ケージに慣れていないペットが多数存在し、吠え続ける、管理できないといった理由で避難所受け入れを断られるケースがありました。猫の飼育方法についても屋内外自由の飼育形態や地域猫として餌を与える飼育形態が多く、餌やりさんの避難に伴って猫が放置される問題が見られました。

被災により飼育が困難になった動物の一時預かりについては、石川県獣医師会は県内46の動物病院で被災ペットを1か月間無償で預かる支援を行いました。犬・猫・ウサギ・小鳥など幅広い動物種を対象に、飼い主が安心して避難所などへ移動できるようサポートが提供されました。獣医師会だけでなく、石川県内外の保護団体が一時預かりの協力を行っています。

避難生活が続く中、行方不明になったペットに関する相談が多数寄せられました。自治体や関連機関は、ペットの写真や預かり情報を掲載したウェブサイトも用意し、飼い主とペットの再会支援を進めました。

避難所における同伴避難については、行政側では17市町のうち13市町が受け入れ方針を定めていましたが、具体的なルールが不明確な自治体も多く、避難所ごとに対応が異なりました。ペット用ケ-



ジの備蓄不足や、アレルギー・鳴き声・臭気を巡るトラブルも生じました。物資面では、人向け支援が優先され、猫用トイレ砂やペットシートが不足する一方、物資の偏在も起こりました。行政職員自身が被災者であったことから、受援体制の構築も十分とはいえませんでした。

被災から約1か月後の1月28日には、珠洲市でペット同伴専用の避難所（飯田公民館）が開設されました。ここではペットと一緒に過ごせるスペースが確保され、避難者がプライバシーを保ちながら生活できる環境が提供されました。また、飼い主とペット双方のストレス軽減のため、ケージ配置や消耗品の提供も行われました。ペット同伴避難所からその後の生活再建へ移行し、3か月後には飼い主が愛犬とともに自宅へ戻る事例も報告されています。

能登半島地震では、発災直後の避難所段階ではペット同伴が十分に確保されない場面が多く見られましたが、その反省をふまえ、応急仮設住宅の整備段階においては、原則としてペットの飼育を認める方針が取られました。8自治体3,248戸のうちペット飼養世帯は326戸（約10%）となり、一定の利用がありました。

令和6年能登半島地震では、発災当初こそペットの避難に対する対応は不十分でしたが、多くの企業や民間団体が被災した飼い主とペットの支援を自発的に行ったこと、行政においても避難生活の長期化を見据え「人とペットを分離したままでは生活再建が困難である」という認識が共有され、仮設住宅の原則ペット可という方針が実現したことは大きな変化であったといえます。

1-1-6 大船渡山林火災（2025年）

2025年2月26日に岩手県大船渡市で発生した山林火災は、4月7日の鎮火まで約40日間燃え続け、焼失面積3,370ヘクタールという平成以降最大規模の山林火災となりました。28日には4,263人が対象となる大規模災害となり、その中には多数のペット飼養世帯が含まれていました。東日本大震災とは異なり物流は動いていましたが、避難指示エリアが刻々と変化する困難な状況でした。

ペットの避難に関しては、当初、指定避難所はペット不可であったため、民間団体がその受け皿となりました。釜石市の譲渡型保護猫ハウス「保護猫アンドゥ」は、発災翌日の2月27日から被災者からの救援要請があり保健所と連絡を取りながら避難所開設準備を開始、発災から3日目の3月1日には本格稼働、最大で猫40頭、犬3頭の受け入れを実施しました。3月4日頃からSNSを用いた支援物資の募集が開始され、物流が生きていたこともあり、全国の個人・企業から大量の支援物資が送られ、避難所運営に活用されました。一部の企業から提供された物資については需要のピークを過ぎてからの支援になった部分があり、即時的な対応について課題もありました。

行政によるペット同伴避難所の開設は発災から11日後の3月8日となりました。ペット同伴避難所の開設は当初は計画されていなかったものの、避難者の声やアンドゥからの働きかけを受けて、発災後に設置を検討し実施する形になりました。しかし、需要のピークは過ぎており、実際にペット同

日付	日数	概要
2月26日	1日目	火災発生 850世帯、2060人に避難指示
2月27日	2日目	84棟以上の住宅に被害があることが確認 1340世帯、3306人に避難指示
2月28日	3日目	避難指示が4263人に拡大
3月3日	6日目	少なくともこの時点で、保護団体による被災動物の保護開始 避難者数3900人
3月4日	7日目	ペット用支援物資の要請SNS→多数の支援集まる 避難者数4000人超える
3月5日	8日目	保護猫カフェアンドゥ/人と動物の絆memo本部にて、 猫40頭、犬3頭を保護
3月8日	11日目	大船渡市吉浜中学校にてペット同伴避難者向けの受入開始



伴で避難した避難者はいなかったようです。

大船渡山林火災では、ペット避難に関するニーズに即時的に対応できるかどうかという部分の重要性が明らかになりました。民間団体は即時的に対応し、需要のピークに合わせて動物避難所を開設し、多くの動物の受け入れを行いました。行政はペット同伴避難所の設置について事前に計画していなかったことで対応が遅くなり、設置を行ったものの需要のピークからはずれてしまい利用者はいませんでした。物資についても、企業の決裁等のスピードから、需要のピークに合わせて送ることは今後の課題といえます。これらの支援を迅速に進めるためには、各関係者が平時から災害時の訓練を行い、プロセスを構築・確認しておく必要があると考えられます。

1-1-7 佐賀関大規模火災（2025年）

2025年11月18日午後、大分県大分市佐賀関地区で住宅密集地を中心に大規模な火災が発生し、住宅や建物170棟以上が焼失する深刻な被害となりました。火の勢いは強風も相まって広範囲に延焼し、周辺の山林にまで及んだことが確認されています。1人が死亡し、安否不明者や軽傷者も報告されました。避難所には最大で121世帯180人が身を寄せ、発生から1か月後も複数世帯が避難生活を続けていました。焼損面積は約4万8,900平方メートルとされ、日本国内でも近年まれに見る大規模火災となりました。



ペット避難に関する対応として、地元のアニマルシェルター「RIRIMAMの樹」がいち早く避難者受け入れを表明され、11月24日時点で猫18頭、犬3頭の受け入れがありました。獣医師会からの医療支援もあり、大船渡山林火災同様、民間団体の迅速な動きが被災者被災動物の支援に大きな力となりました。その他、大分市内のペットホテルを営むペットショップ9店舗が無償でのペットの一時預かりを表明していましたが、こちらの利用はなかったとのこと。支援を提供できる組織団体は複数あっても、被災者が利用するためには、適切に情報が接続される必要があるという課題が浮き彫りになりました。



当協会 Instagram
2025年11月20日投稿

1-2 飼い主と関係者の意識の変化

ここまで見てきたように、課題の中心は、ペットを連れた避難について、その環境が整っていないことで、避難時のトラブルになったり、避難をためらい被災する可能性が上がるというものです。しかし、現在においても、その環境が十分に整っているとはいえませんし、地域差も大きく、まったく準備が進んでいない地域も少なくありません。

どのようにすれば備えが進むのか？という疑問は、ペット防災関係者共通の疑問でしょう。この問いを考える上で、過去の災害における人々の意識の変化の変遷を理解することは大きなヒントになるでしょう。一方で「自治体や避難所運営者が動かないから」という他責思考になることは避けるべきです。

災害時の避難所はあくまでも避難者や住民の自主的な運営が中心であり、自治体により行われるものです。ペットを連れた避難の環境を用意する、備える主体は飼い主本人です。飼い主による自助が第一に行われた上で、自治体、避難所関係者、動物避難所設置者等が、飼い主だけでは準備できない避難環境を用意し、誰もが安心して避難できる環境を作っていく必要があります。「ペットとの避難の主たる担い手は飼い主である」という前提を意識した上で、変遷を理解していくことが大切です。

1-2-1 飼い主の意識の変化

東日本大震災以前は、ペットを連れて避難するという概念自体が認知されておらず、ペットを置いて避難することで、離れ離れになってしまうという課題がありました。また、避難した場合でも、しつけやマナーの問題、その他の飼養管理の問題から、避難所でのトラブル等も頻発しました。

東日本大震災の後、環境省が「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を公表したことは、飼い主や関係者の意識を変える転換点となり、自治体やペット関係事業者が飼い主に対して「同行避難」を啓発する場面は大いに増えました。その結果、飼い主には「災害時にはペットを連れて避難する」という意識が広まってきました。

熊本地震等の以降の災害では、避難所にペットを連れていったけど入れなかったという問題や、ペットとの車中避難の問題が取り沙汰されるようになっていきました。これは受け入れ側の準備不足もさることながら、飼い主側にも大きな課題があります。避難を想定した訓練を行っている人はごく一部の飼い主に限られます。さらに避難所での同伴避難については、基本的に飼い主による自治とされており、現状として、「ペットと一緒に避難すべき」という意識は一定広まったものの、実際に適切な避難を実行できない飼い主も多数存在する状態といえるでしょう。先に述べたようにペットとの避難は基本飼い主の自助により行われるべきです。今後は、「ペットと一緒に避難する」ということを実行できるレベルの飼い主が増えていくことが大切です。

1-2-2 自治体の意識の変化

自治体の意識も、東日本大震災を境に「ペットは救護対象外」という姿勢から、環境省の指針に基づき「同行避難・同伴避難を防災計画に明記する」段階へと進展しました。一方で、「自治体の方針」と「避難所現場の運用」との乖離が大きな課題として残っています。

実際の運営を担う自治体レベルでは、依然としてアレルギーや衛生面への懸念が強く、ペットの居場所を屋外の駐輪場等にしていることが多くあります。しかし、室内飼育が当たり前となった昨今、馴れない屋外でのケージ飼育は、ペットたちに身体的不調を伴う大きなストレスが生じる恐れがあり、

飼い主にとっては実質的に「ペット不可」とみなされることも少なくありません。こうした状況から自治体はペット可を進めているが、現場は実質的にペット不可という状況が少なからず生じています。

このような状況の中、令和6年能登半島地震での対応は大きな転換点となりました。仮設住宅が原則ペット可とされたほか、政府の「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」においても、「ペットを飼育している被災者がペットとともに避難できるよう、避難先においてペットの受け入れを可能とするための支援を行う」と明記されました。これは、ペットを単なる動物ではなく、被災者の生活再建に不可欠な「家族」として公的に認める象徴的な出来事でした。

現在、飼い主とペットが同じ空間で過ごせる「同伴避難専用避難所」を設置する自治体も現れ始めていますが、全国的にはまだごく一部の先進事例に留まっています。国の方針を受けて、自治体の意識は「ペットを含めた被災後の生活を共に支える」段階へと移行しつつありますが、現場の環境整備は依然として過渡期にあるといえるでしょう。

1-2-3 企業の意識の変化

民間企業の意識も、単なるボランティアから「経営課題」としてのペット防災へと大きく変化しています。その背景にあるのが ESG 投資や SDGs の普及です。地域課題にコミットする企業の姿勢は、投資家から「持続可能な企業」として高く評価されます。事実、社会貢献と業績が連動する好循環が生まれており、資金調達やブランド価値の向上、ひいては中長期的な業績の安定につながるという認識が定着しました。

特に、生体販売を行うペット関連企業にとって、ペット防災は極めて重要な領域です。動物愛護の観点から厳しい視線にさらされやすい業界構造上、一般的な社会貢献は「炎上」のリスクを孕みますが、「災害から命を守る」という防災活動は全方位的に肯定されやすく、批判を恐れず純粋な貢献として取り組めるため、参画へのモチベーションが非常に高まっています。

また、ペットホテルやペットサロンのような小規模なペット関連事業者の中には社会貢献意識の高い経営者が少なくありません。そうした経営者が中心となって、店舗を活用して、民間動物避難所として登録され、地域のペット防災についても啓発活動を担うという事例が増えつつあります。

ペット関連 IT・マーケティング事業者もペット防災に大いに興味を持っています。飼い主の困りごとを解決することは、自社のサービスの価値を高めることに直結します。そうした会社にとってペット防災に取り組むことは、シンプルな社会貢献というよりも、共通価値の創造（CSV）につながります。

また、生活インフラとしての側面を持つホームセンターの動きも活発です。ペット用品と防災用品の両方を扱い、地域住民の拠点となるホームセンターは、自治体との災害協定締結や啓発活動のハブ（拠点）としての役割を強めています。

災害時に企業は大きな力を発揮します。その力を効果的に適切な形で支援につなげられるようにすることで、多数の被災者を助けることができると考えられます。

第2章 どうやって始める？動物避難所

本章では、これから動物避難所を始めたいと考えている人に対して、どのように動物避難所の開設準備を進め、実際にどのように受け入れを行っていくのか、その概要について説明しています。

2-1 動物避難所とは

動物避難所は、災害時に飼い主とペットの受け入れを行う施設や場所のことを指します。「動物避難所」という言葉は公的に定義されたものではなく、当協会が自主的に定義した言葉です。動物避難所には、①人とペットが同伴避難する動物避難所と、②ペットのみ預かる動物避難所があります。特に民間事業者の手により自主的に設置される動物避難所を民間動物避難所と定義し、当協会では民間動物避難所を増やしネットワーク化していくことを目指し活動しています。

2-1-1 動物避難所の設置者

動物避難所は特別な施設である必要はありません。ペットホテル、動物病院、トリミングサロン、キャンプ場、旅館、民泊施設まで、様々な事業者が動物避難所になることができます。これが「うちトコ動物避難所」の大きな特徴の一つです。動物避難所の種類により、対応する施設が異なります。

①人と動物がともに避難する（同伴避難する）動物避難所

ペットと一緒に泊まれる旅館やホテルなど、飼い主とペットが同じ空間で過ごせる施設を対象としています。同伴避難所の一種として、施設の駐車場などを車中避難できる動物避難所として登録することも可能です。この場合、特に動物に関する資格は不要です。

②動物のみ預かる動物避難所

ペットホテル、動物病院、ペットショップなど、日常的にペットの預かりを行っている動物関連事業者を対象としています。飼い主と分離してペットの預かりを行うには、ペットに関する専門知識が必要ですので、登録は、第一種/第二種の動物取扱業の保管業、もしくは、動物病院等業としてペットの預かりを行っている事業者に限られます。

2-1-2 動物避難所の役割

①避難の選択肢の提供

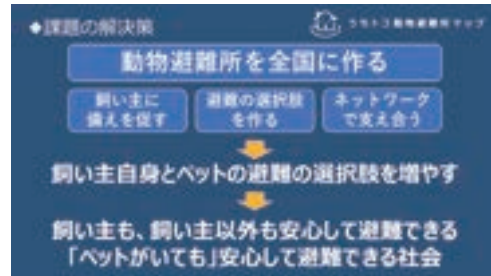
ペットと飼い主の避難の選択肢が限られる中で、ペットも避難できる避難先を提供することは、動物避難所の主たる役割です。一方で、飼い主にとっての避難の選択肢は動物避難所だけではありません。すべての飼い主とペットが動物避難所に避難したら当然受け入れは不可能です。あくまでも、複数ある選択肢の一つを提供するという役割になります。

②飼い主に対する啓発と備えの促進

ペットとの避難において、指定避難所や動物避難所は選択肢の一つであり、親類や知人の家に身を寄せる、在宅避難できる体制を整えるといった、飼い主自身の自助・共助により避難の選択肢を増やしておくことが必要です。動物避難所は、災害時の受け入れだけでなく、平時から飼い主に啓発し備えを促す役割があります。

③ネットワークでの互助

民間動物避難所は、避難所開設にあたり行政から多大な支援を受けることは期待できません。しかし、災害時に開設すれば避難所運営者に様々な負担が生じます。ペットの避難、動物避難所というテーマを通じて、全国の関係者がつながり合い、動物避難所登録者同士が物資面・金銭面で支え合える関係を作ることは、大きな意味があります。



2-1-3 動物避難所の位置づけ

①民間動物避難所の設置・運営者

民間動物避難所は、運営事業者自身が自主的に設置する自主避難所です。当協会はあくまでも運営事業者が設置する動物避難所の情報を登録・整理し、情報として公開しているという位置づけになります。

②うちトコ動物避難所マップ

うちトコ動物避難所マップは、当協会が運営する、動物避難所の登録・閲覧プラットフォームです。

③全国動物避難所協会の役割

当協会は、うちトコ動物避難所マップを運営し、動物避難所情報の登録と整理、情報提供を行います。登録施設に対し、運営に関するガイドライン作成や、側面的なサポートを提供します。災害時の救援訓練を実施し、実際の支援活動が円滑に進む準備を行います。発災時開設された避難所のニーズに合わせて、物資提供・資金提供の協力を実施します。

2-1-4 動物避難所の運営の原則

民間動物避難所は、運営事業者が自主的に設置するものであるため、民間動物避難所を設置したために、当該事業者の復旧・復興が妨げられる、あるいは、廃業するといった負の影響を及ぼすべきではないと考えています。協会が重視する運営の原則は「持続可能性」と「身の丈に合った活動」に集約されます。

①身の丈を超えない活動の徹底

運営事業者は、自身の組織規模や能力を超えた受け入れを行わないことが重要です。無理に多くの動物を預かろうとすることは、怪我や感染症のリスクを高め、運営者自身がリスクを引き受けることとなります。運営事業者自身が被災した場合も、無理に開設せず、周囲の動物避難所の力を借りるようにはすべきです。

②経済的な持続可能性の確保

被災地周辺で活動する場合、運営者自身も被災者となり、通常営業ができなくなり、経済的に困窮する可能性があります。運営を続けるためには経済的に持続可能である必要があります。被災者から利用料を徴収しにくい場合もありますが、運営の持続のためには適宜設定することが認められています(無料にする必要はない)。また、当協会が設置する動物避難基金による資金的支援も活用できます。

③利用期限の設定

動物避難所の利用期間を定めることが重要です。1つの事業者が過度の負担を負うことは、持続可能性を損ないます。期間が過ぎて行き場がない飼い主や動物については、協会が他の地域の動物避難所を紹介するなど、ネットワーク全体で支え合うことが可能です。

④基金による側面支援

当協会は動物避難基金を設置しており、運営者の本業がストップしたり、利用料徴収の困難に直面した場合など、経済的な支援が必要な場合に、基金から支援を行います。この基金は、マンスリーサポーターからの寄付などが積み立てられています。

2-2 動物避難所を始めるには

2-2-1 基本方針を検討し、設置を決定する

動物避難所は、運営者自身によって自主的に設置させる避難所です。動物避難所の大枠を決めていくために、最低限以下の内容について検討します。検討は実際に避難所運営に関わるメンバー複数人で行うことが推奨されます。検討した上で、動物避難所を設置するかどうか決定します。

検討項目	具体的な検討内容
避難所の種別選択	動物のみ預かる避難所 / 人と動物が同伴避難できる避難所
どの災害で開設するか	地震発生時、水害発生時、それぞれで施設は安全か？ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に当たらないか？
被災しても開設するか	ライフラインの寸断があっても開設するのか？
受入定員と種別	どんな動物でも受け入れるのか？ 限定するのか？
利用期間	最長での利用期間を定めるのか？
利用料	無料にするのか？ 有料にするのか？
運営体制	誰が運営の責任者か？ スタッフは誰か？ 災害時に参集可能か？
備蓄状況	避難所を開設するのに必要な物資を揃えることができるか？
財務計画	避難所開設期間の費用負担を賄うことは可能か？

2-2-2 うちトコ動物避難所マップへの登録

設置を決定したら、当協会が運営する民間動物避難所の登録プラットフォームである、うちトコ動物避難所マップに登録します。登録された民間動物避難所は同サイトに掲載されるほか、民間動物避難所データベースに登録され、外部のペット関連アプリ等で情報が紹介されます。

うちトコ動物避難所マップへの登録は2段階の登録となっています。1段階目は基本情報の入力で

す。これは、住所、事業所名、動物取扱業登録番号、営業時間、定員など、各事業所の基本的な情報を入力する段階です。基本情報をすべて入力するとサイト上で公開されます。

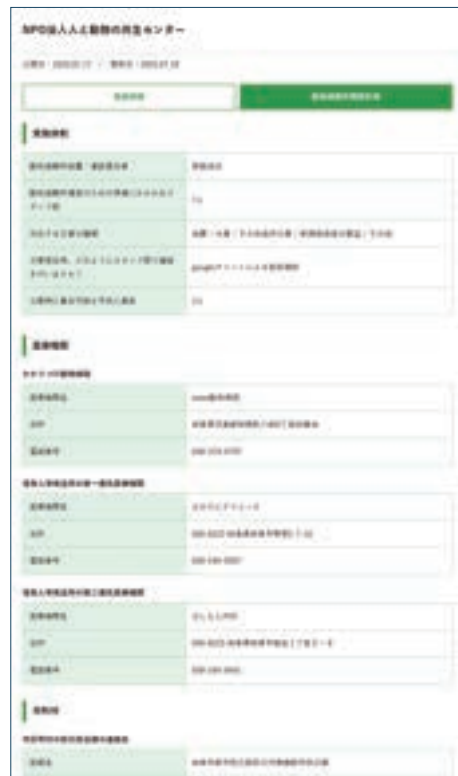


2-2-3 動物避難所開設計画の作成

うちトコ動物避難所マップの特長は、登録の第2段階として、動物避難所開設計画を入力することができる点です。動物避難所開設計画では、実施体制、被災予測、備蓄の状況、安全対策、ライフラインの確保、災害時の対応方針など、一問一答形式で入力することができるため、防災に関する知識が乏しくても入力しやすくなっており、少しずつ動物避難所開設計画を立てていくことができる仕様となっています。入力した情報はサイトで確認できるようになっており、随時更新していくことで、動物避難所開設計画を最新の状態に保つことができます。

動物避難所開設計画の中で、対応する災害の種類、被災しても動物避難所を開設するかどうかについては、よく検討を行う必要があります。浸水想定地域、土砂災害警戒区域、液化化リスクの高い地域に位置する民間動物避難所もあるでしょう。ハザードマップを確認し、安全が確保できる災害に対してのみ開設を行うべきです。また動物避難所が被災しても（ライフラインが寸断しても）開設するかどうかの判断についても、計画段階でよく検討しておく必要があります。

また、災害時の対応方針は、そのまま、BCP（事業継続計画）と一致する内容となっています。BCPとは、自然災害などの緊急事態が発生しても、事業の中核となる業務を止めない、または早期に復旧させるために、事前に定めておく「具体的な行動計画」のことを指します。動物避難所の運営者の多くが日常的に動物に関わる業務を行っている事業者です。災害が発生した際には、事業者自身が被災する可能性が高く、動物避難所だけをやっていれば良いのではなく、普段から行っている通常業務を止めないことも重要な役割になります。災害時に、どの業務を優先して実施するのか、動物避難所はどの程度の優先度で実施するのか、優先して行う業務を継続・復旧させるために不足する資源やリスクは何か、といった内容を事前に検討しておくことは、事業所の災害への対応能力を大きく高めることにつながります。



2-2-4 動物避難所開設訓練の実施

災害時に安全かつ円滑に動物避難所を運営するためには、動物避難所開設計画を作成した上で、動物避難所開設訓練を実施することが推奨されます。動物避難所開設訓練では、発災、安否確認、参集、避難所設営および準備、必要物資等の調達、関係各所との連絡、一般飼い主等への広報、避難所開設、被災者とペットの受け入れ、被災者とペットの生活支援および管理、被災者とペットの退所、避難所閉鎖および片付け・清掃（消毒等）といった、実際の動物避難所開設に関わる流れを把握した上で、タイムラインを作成し、優先順位が高い順に訓練を行っていく必要があります。



訓練内容の例

安否確認訓練

- ・ スタッフ間の安否確認や、参集可能かどうか連絡し合う訓練。
- ・ 普段から利用している連絡手段（SNS等）を用いて、実際に災害が発生したと仮定して実施する。
- ・ 災害の規模や種類によって、誰がどの程度参集可能かどうか検討を行う。

施設被害確認訓練

- ・ 民間動物避難所として利用する施設に損傷がないか確認する訓練。
- ・ 確認項目をチェックリスト化し、異常あり/異常なしの判定を行う（訓練では全て異常なしになっていないといけない）。
- ・ 建物の耐震性や、固定されていない家具がないか確認する。
- ・ 浸水想定がある地域では、浸水が起こった場合にどのような被害になるか確認する。

ライフライン確保訓練

- ・ ライフラインが寸断した状態を再現し、どのような困難があるか確認するとともに、水や電気などを確保する訓練。
- ・ 非常用トイレの使用、大容量バッテリーの使用、カセットガス暖房機の稼働（冬を想定した場合）、非常食を作って食べるなどの訓練を行う。
- ・ 各資源の備蓄状況、何日分の備えがあるか確認する。

被災者とペットの受け入れ訓練

- ・ 模擬被災者とペットを受け入れる訓練。
- ・ 受付～受入～滞在の手順を確認する。
- ・ 被災者と被災ペットをどのような形で収容するか、定員は妥当であるか確認する。
- ・ ライフライン寸断した状態での受け入れを検討している場合は、日常の受付業務で使っているパソコン等は使えない可能性がある。冬季は日が短く、照明がないことで夕方の世話に支障をきたすこともある。夏季は暑さによっては受け入れが難しい可能性もある。

2-2-5 地域での事前の連携構築

民間動物避難所が設置されていても、被災者にその情報が届かなければ支援につながりません。被災者のニーズに的確に応えていくためには、平時から、災害時に支援活動の中軸となる防災関係者とのネットワークを築き、民間動物避難所の存在を周知し顔の見える関係を構築していくことが必要となります。顔の見える関係づくりに向けては以下のような取り組みが重要です。

顔の見える関係構築のための取り組み例

地域の防災イベントへの参加

- 行政や災害中間支援組織が実施する防災イベントにブース出展したり、参加者として現地に赴くことは重要。
- 各地域で災害対応を担う重要なステークホルダーが集まっているため、名刺交換して動物避難所の存在をPRするとよい。

ペット防災イベントの主催

- ペット防災に関する啓発イベントを主催し、行政や関係団体（獣医師会等）の後援を得て実施することで、動物避難所への認知を上げ、関係を強化できる。実施内容についても報告をすると尚良い。
- 動物避難所開設訓練に関係者を招待すると取り組みの理解度がより上がる。

地元報道機関へのプレスリリース

- ペット防災イベントや動物避難所開設訓練について取材を受け、ニュースにすることで関係者への認知を上げることができ、信頼にもつながる。

2-3 災害時の活動

災害発生時は、被災地付近の動物避難所は開設に向けて動き、被災地から距離のある動物避難所は災害の規模に合わせて支援活動を行うことを想定しています。

2-3-1 安全確保と被災状況の確認

災害発生時には、まず、自分自身の身を守ること、安全な場所に避難することを最優先とします。自身の安全が確保できたら、動物避難所関係者への安否確認を行いましょう。十分に安全を確保した上で、動物避難所を設置する予定の施設（多くは避難所運営者が日常業務を行う施設）の被害状況の確認を行います。また、災害の発生範囲や被害状況の全体像について気象庁やニュースサイト等から確認します。

2-3-2 動物避難所の開設判断

被災地が近い場合、動物避難所の開設の検討を開始します。開設には、施設に被害がなく安全であること、動物避難所を運営する人員が十分に確保できることが最低限必要です。ライフラインが寸断している場合、その状態でも安全に受け入れができるか精査が必要です。どのような状態なら開設するのかについては、事前に計画しておくことが推奨されます。

2-3-3 動物避難所の開設の周知と受け入れ

動物避難所の開設を決めたら、開設の情報について被災者に周知する必要があります。被災者に直接周知することは容易ではないため、基本的には、行政（保健所）、社会福祉協議会、災害中間支援NPO、獣医師会等の関係機関への連絡、SNSでの発信、近隣の避難所への案内等がその手段となります。

周知の結果、動物避難所を必要とする被災者とつながることができたら、受け入れを行い、ペットと飼い主の避難を支援します。

2-3-4 被災地のペットの避難に関する情報共有

被災地のペットと飼い主の避難の状況については、被災地外から情報を得ることが難しく、その結果、適時的確な支援が届かないという課題があります。被災地の近隣で動物避難所を開設することで、多くの情報が集まってくることが考えられます。被災地のニーズについて、本協会に情報を上げていただくことで、物資を提供できる企業や他の資源への接続も期待できます。動物避難所 LINE グループ等で積極的な情報共有を行っていただくことを推奨しております。

2-4 災害時の動物避難所同士の支え合い

多くの民間動物避難所は、平時はペット関連の事業を行っている事業者が多いでしょう。しかし、災害時には、通常営業はストップします。従業員を雇用している場合には、いきなり解雇するわけにもいきません。様々な固定費がかかるなかで、売上が立たなくなり、事業が継続できなくなることも考えられます。

災害からの復興は、被災した事業者が事業を回復し、平常時の活動に戻っていくことが重要です。民間動物避難所同士の横のつながりを作ることは、金銭的にも窮地に陥った民間動物避難所同士で支え合う関係を作り、より早い復旧・復興を目指すことにつながると考えています。

2-5 動物避難所開設事例

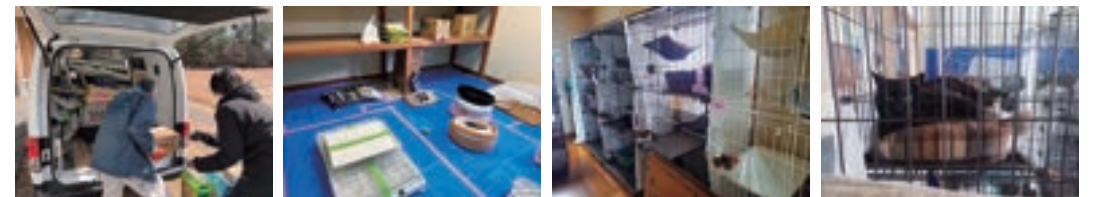
2-5-1 大船渡山林火災における「保護猫アンドゥ」の取り組み

うちトコ動物避難所マップに動物避難所として登録済みの譲渡型保護猫ハウス「保護猫アンドゥ（所在地：岩手県釜石市、運営：人と動物の絆 momo 太郎）」は、大船渡山林火災において行政と連携しながら迅速な支援活動を行いました。

①災害発生と初期対応（発災～2日目）

保護猫アンドゥの代表・鈴子真佐美さんは、以前 TNR 活動に関わりのあった多頭飼育世帯から、「避難指示が出たが9匹の猫を連れていく場所がない」との相談を受け、預かりを快諾しました。

ただ、手元に十分なケージがなかったため、日頃から連携していた地元保健所に相談し、即座に簡易ケージを借り受けることで受け入れ体制を整備。また、活動を共にするメンバーが発災初日から「預かります」というチラシを作成し、避難所での配布を開始しました。



②行政への働きかけと窓口の一本化（3日目～4日目）

発災3日目、鈴子さん自身も避難所へ出向き、ペットを連れて避難者がいないか聞き取りを行いました。当初、市役所の受付では「ペット同行避難には対応していない」との回答がありましたが、鈴子さんは駐車場で車中泊をしている飼い主に声をかけ、状況を把握。この現状を重く見た鈴子さん

は、内陸の団体「動物いのちの会いわて」と連名で、大船渡市に対しペット同行避難の対応を求める要望書を3月1日に提出しました。その結果、保健所と協力して預かり活動を行う体制が整い、「受付窓口を保健所に一本化する」という公的な協力関係が構築されました。

③避難所の運営と物資の確保

最終的に、保護猫アンドゥでは30匹の猫を受け入れ、ドッグトレーナーである会員の元で小型犬7匹、内陸の団体で大型犬を受け入れるなど、ネットワークを駆使した支援が行われました。

物資の調達

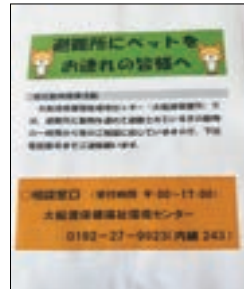
預かり期間が延びることに備え、内陸の団体「北のしっぽ」から3段ケージを譲り受けました。当時は東日本大震災の時とは異なり物流が機能していたため、翌日には配送され、スピーディーな設営が可能となりました。

支援の要請

全国動物避難所協会を通じて企業パートナーからケージ、猫トイレ、フードなどの物資支援を受けたほか、マンスリーサポーターによる「動物避難基金」からの資金支援も活用されました。

避難所での啓発

保健所が作成した「ペットの預かり」に関するチラシを各避難所に掲示してもらい、情報を周知しました。



④現場で見えた課題と教訓

設置のスピード

行政がペット同伴避難所を開設したのは発災から11日後でしたが、その頃には預かりや知人宅への避難が済んでおり、利用者は現れませんでした。「避難と同時に開設すること」の重要性が浮き彫りになりました。

整理整頓の重要性

避難所に置かせてもらった支援物資が乱雑になるとクレームの原因となるため、毎日メンバーが整理整頓に通うなどの細やかな配慮が求められました。

日頃からのネットワーク

保健所との信頼関係や、TNR活動を通じた地域住民とのつながり、動物愛護団体同士の協力関係が、有事の際の迅速な情報交換と受け入れを可能にしました。



鈴子さんはこの経験を通じ、「日頃からの顔の見える関係づくり」こそが、災害時に命をつなぐ鍵であると強調しています。保護猫アンドゥの事例は、民間団体が即時性を活かして行政支援の隙間を埋め、ネットワークで支え合う「動物避難所」の理想的なモデルとなりました。

第3章 どうやって広める？啓発窓口

3-1 ペット防災啓発窓口とは

ペット防災啓発窓口とは、地域住民にペット防災の重要性を伝え、同行避難の周知や災害への備えを促進する役割を担う個人や団体を指します。動物避難所と同様に、ペット防災窓口も協会が定義した言葉です。ペット防災の重要性を地域に広めるためには、動物避難所の設置だけでなく、積極的な啓発活動が必要です。

3-1-1 ペット防災啓発窓口の設置者

ペット防災の啓発を行える組織・団体で、窓口としての住所もしくは電話番号を公開できる組織・団体を登録の対象としています。啓発窓口として登録できる主体は多様です。動物病院、ペットショップ、トリミングサロンなどの動物関連事業者はもちろん、動物専門学校、NPO法人、ペットに関係ない事業者まで、幅広い主体が啓発窓口として登録し活動を行っています。

3-1-2 ペット防災啓発窓口の役割

ペット防災啓発窓口はその名の通り、地域でのペット防災の啓発を行うことがその主たる役割です。これまでも、ペット防災カレンダーの配布を通じた啓発活動や、地域の防災イベントへの出展、ペット防災啓発イベントの開催など、様々な形での啓発活動を展開されています。

また、普段からペット防災の啓発活動を行っている、災害時にもペットに関する相談が寄せられることがあります。可能な範囲でこうした相談に対応したり、自身で解決できない問題については当協会に情報共有いただくなど、災害時にも支援活動の一端を担うことが期待されます。

3-2 啓発活動事例集

ペット防災の啓発はさまざまな形で行うことができます。実際にペット防災啓発窓口の方々が過去に行った活動事例をご紹介します。

柏市民活動フリーマーケットぽかぽか市

かしわ動物福祉・共生協会（千葉県）

日時：2025年11月23日

場所：千葉県・柏駅前通りハウディモール

柏市内の市民公益活動団体によるフリーマーケット「柏市民活動フリーマーケットぽかぽか市」において、保護動物支援バザーを出展し、ペット防災カレンダーを配布しました。



ペットと一緒に避難所体験

あいすのぼう（大阪府）
日時：2025年11月22日
場所：奈良県・西谷公園

ペット同伴避難所の推進に向け、ペット飼育者がチームとなって同伴避難所を運営するための体験イベントを実施。避難所運営に必要な項目なども一から考えていく共創型のイベントです。



防災フェスタ ペット避難訓練

Dog House NIZE（東京都）
日時：2025年10月25日
場所：東京都・舎人公園

「舎人公園防災フェスタ 2025」において、ハウス避難訓練や擬似災害現場の同行避難訓練など、災害時に備えて必要な訓練を実施するとともに、ペット防災カレンダーやペット防災手帳などを配布しました。



犬楽園フェスタ

犬楽園（宮城県）
日時：2025年10月19日
場所：宮城県・石巻南浜津波復興祈念公園

ペット防災や健康セミナー・マナーやしつけ教室など、楽しみながら学んで・遊んで・出会えるイベント。他の飼い主や犬たちとも交流し、いざという時にお互いさまで助け合える犬飼い仲間と出会う機会となることも目指して年1回開催しています。



愛犬と絆を深めるわんちゃんスポーツ大会

柏崎・夢の森公園（新潟県）
日時：2025年10月4日
場所：柏崎・夢の森公園

リードを持ったまま飼い犬と一緒に種目をクリアしていくスポーツ大会。防災を意識したコースを、4~6リットルの重さのリュックを背負って走ります。避難所や慣れない場所などでもおすわりをして落ち着けるように、20秒以内にシートの上でおすわりをする種目を企画したり、がれきの上を歩いてみる体験や揺れる板の上でバランスをとる災害体験コーナーなども実施しました。



愛犬と学ぶ！ペット防災

株式会社ハシタス（神奈川県）
日時：2024年11月30日
場所：神奈川県・ZUCC FUSALBASE 大井

Dog House NIZE 代表であり JKC 公認訓練士の近藤歩実さんを講師に招き、ペット防災についての知識をペットと一緒に楽しく学べるイベントを、湘南ベルマーレフットサルクラブと共同開催しました。



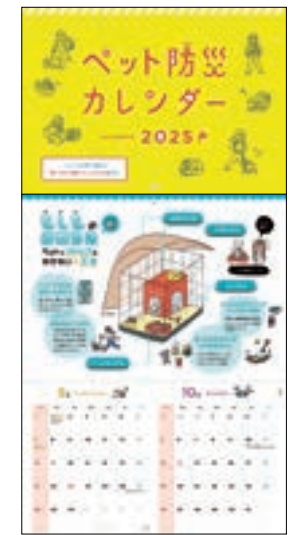
3-3 ペット防災カレンダーの活用

全国動物避難所協会は2021年度版から毎年ペット防災カレンダーを発行しており、年間4万部から5万部を発行しています。啓発窓口に対して、啓発ツールとして提供しています。

2026



2025



2024



2023



2022



3-3-1 ペット防災カレンダーの特長

- カレンダーだから渡しやすい（喜ばれる）
- カレンダーだから捨てられにくい（1年中啓発）
- カレンダーだから毎日みる
- ペット防災情報が満載
- 誰でも簡単に啓発活動に参加できる

3-3-2 ペット防災カレンダー 3つの提供方法

①啓発窓口向け無料枠

スポンサーの協力を得て、啓発窓口を対象に無料での提供を行っています。

②クラファン協力枠

毎年実施しているクラウドファンディングで、協力いただいた方に返礼品としてお送りしています。2026年版は3,300円で10冊のような形で、周囲の方に配布することを前提とした冊数をお送りしています。

③名入れカレンダー枠

事業所名を入れた名入れカレンダーを作成できます。年末のノベルティとして、動物病院などで活用いただいています。

3-4 最初の一步はどうしたら？

「ペット防災に何かしたい」と考えている方は少なくないと思います。もしあなたが個人であれば、啓発窓口ではなく、マンスリーサポーターとして、当協会の活動にご協力いただければと思います。

団体・組織として協力したいという方については、啓発窓口への登録がお勧めです。はじめは大きな活動を企画する必要はありません。カレンダーを必要な人に配布するということからスタートしていただくのが、最もハードルの低い活動のスタートのさせ方です。

「人に伝えられるほど防災のこと知らないんだけど…」と思う方もいらっしゃるでしょう。しかし、現在ペット防災で活動するすべての人が、何も知らない状態から始めています。ペット防災のことをあまり知らなくても、自分が伝える側になる、ペット防災カレンダーを配る側になるだけで、自然と身についていきます。

そうした活動を続けて、出会う人に「この地域でのペット防災を進めたい」という思いを伝えることを続けていくことで、自然と防災に関してのつながりができ、協力する人が増え、できること・やるべきことが見えてくるはずです。大切なのは一歩目です。カレンダーの配布という活動からスタートすることを期待します。

第4章 どうやってつながる？ 行政や他団体との連携

4-1 顔の見える関係の必要性

災害時の支援においては「顔の見える関係性」が非常に重要です。平時から多様な主体と信頼関係を築くことで、災害時に円滑な支援につながります。

4-1-1 「情報のハブ」に動物避難の選択肢を提示できる

災害中間支援組織（災害VCなど）は、被災者のニーズと支援をつなぐ「交通整理」を担います。しかし、一般の防災組織とペット支援団体に面識がないと、中間支援組織のマップに「動物避難所」という選択肢が載りません。顔の見える関係があれば、「あの団体なら信頼できるから、ペットの相談を接続しよう」という具体的な差配がスムーズに行われます。

4-1-2 「特別扱い」ではなく「包括的支援」にするため

一般の避難所運営側がペット防災の担当者を知らない、ペット対応を「一部の人のわがまま」や「例外的な負担」と捉えてしまいがちです。平時から顔を合わせ、「ペット同行・同伴避難は、飼い主の健康と安心（人間への支援）を守るために必要不可欠」という共通認識を持つておくことで、ペット対応が全体の支援計画の中に正しく位置づけられます。

4-1-3 地域のペット支援を一元化する

災害時のペットに関わる支援には、保健所、獣医師会、動物保護団体、災害支援NPO、動物取扱業者、ペット関連メーカー・卸など多様な主体が関わります。災害時に実際に活動するこうした主体が互いの活動を理解していないと、協力した支援活動が実現しませんし、一般の防災団体からも「どこに相談すればいいの？」となってしまいます。平時から連携をとり、情報の交通整理を行っておくことで、協力した強力な支援を実現できます。

4-2 連携の心構え

ペット防災を地域で進めるためには、行政、自治会、企業など、様々な団体との連携が不可欠です。円滑な連携を実現するためには、まず「相手が何を求めているのか」を理解する必要があります。

4-2-1 行政や自治会の「不安」を解消する提案を

行政や自治会は、常に「避難者全員の安全と公平性」を最優先に考えなければなりません。彼らがペット対応に消極的になる背景には、「アレルギーを持つ人への配慮はどうするのか」「鳴き声や衛生管理のトラブルに対応しきれない」といった切実な不安があります。

ペット防災を進めたいと考えている側からすると「避難所をペット同伴可にしてほしい」という要求が中心になってしまいがちです。しかし、こちらが要求して、相手が応えるというのは、関係とし

て非対称であり、相手の物理的・心理的負担を大きくしてしまいます。

重要なのは、相手の不安を解消するために、私たちが何ができるかを考えることです。「過去の災害でもペット同伴避難では多くのトラブルが起こっていますし、国もペットへの配慮を盛り込むように求めています。必要な準備を手伝いたいので、できることから少しずつ取り組ませてください」といった、相手の負担やリスクを軽減する提案を行うことが、連携を進める前提となるでしょう。

4-2-2 「正義の押し付け」ではなく「共通のゴール」を探る

ペット防災は、単なる愛護活動ではありません。避難所全体の秩序を保ち、結果としてすべての避難者が安心して過ごせる環境を作るための「危機管理」の一部です。

「動物を助けるのは当然だ」という個人の価値観を押し通すのではなく、「ペットがいることで適切な避難行動を取れない被災者の命を守る」「ペット連れの避難者がスムーズに避難できることで、結果として避難所全体の混乱を防げる」という、あくまでも人の防災・減災の取り組みであること、適切な避難所運営に欠かせない取り組みであることなど、地域全体のメリット（共通のゴール）を提示することが重要です。

4-2-3 普段からの「顔の見える関係」と信頼の積み重ね

災害が起きてから突然要望を伝えても、信頼関係がなければ受け入れられません。平時から地域の会合や防災訓練に積極的に参加し、「この人たちに任せれば安心だ」という信頼を勝ち取っておくことが不可欠です。相手のルールや立場を尊重しつつ、専門的な知見から「お手伝いできることはありませんか？」と歩み寄る姿勢こそが、いざという時に機能する強力な連携を生み出します。

相手を動かそう、相手を変えようとするのではなく、相手が「助かる」と思える存在になること。その姿勢の変化が、結果として地域のペット防災を大きく前進させる鍵となります。

4-3 顔の見える関係づくり

行政・自治会・企業等との連携は、災害時の一方的な要求ではなく、平時からの「顔の見える関係」構築から始まります。関係づくりには、平時から「こちらの活動に協力してもらおう」だけでなく「相手の活動に協力していく/参加していく」という双方向のアプローチが必要です。

4-3-1 「こちらの活動」を知ってもらい、巻き込む

まずは、自分たちの活動を地域の公的な活動として認識してもらうことが第一歩です。

①啓発ツールの活用（ペット防災カレンダー等）

「ペット防災カレンダー」を、挨拶の際に直接手渡すことも非常に有効です。カレンダーは実用性が高く、相手の事務所や集会所に掲示されることで、日常的に認知を広めることができます。

②イベントの後援・参加依頼

ペット防災の啓発イベントを開催する際、行政や自治会の「後援」を取り付けることで、活動の信頼性が高まります。また、当日は担当者に足を運んでもらい、活動の実態を直接見てもらう機会を作ると良いでしょう。

③専門家として招く

勉強会や講座を開催する際、行政の担当者を講師として招くことも有効です。「教えを請う」という姿勢を示すことで、相手の立場を尊重しながら、地域の課題を共有する場を持てます。

4-3-2 「相手の活動」に飛び込み、貢献する

相手の懐（ふところ）に入り、汗を流す姿勢は、言葉以上に信頼を築きます。

①防災訓練への積極的な参加

自治会や行政が主催する避難訓練には、まずはいち参加者として参加するようにしましょう。「ペット担当の運営補助」などの役割を自ら買って出ると連携が深まっていきます。

②自治会活動への協力

地域の清掃活動や防犯パトロールなど、自治会が日常的に行っている活動に積極的に参加することは信頼を育みます。

4-3-3 「防災以外」の交流が信頼の土台を作る

地域での活動は、決して防災だけではありません。むしろ、防災とは無関係に見える日常の関わりこそが、いざという時の「相談のしやすさ」を左右します。

①地域の行事に顔を出す

夏祭り、文化祭、敬老会など、地域には様々な催しがあります。こうした場で、ペットを連れていない住民とも挨拶を交わし、世間話ができる関係を築いておくことが重要です。

②地域からの信頼を得る

「ペット防災」の前に、まずは「同じ地域に住む良き住民」「建設的な活動を積み重ねている人・組織」として認識されることが重要です。ペット防災だけに括らず、ペットに関わる多様な活動を行うことで接点生まれ「信頼の貯金」を積み重ねることができます。また、イベント等でメディア取材を受けたり、情報発信を続けることは信頼を高めることにつながります。

4-4 議会の活用

地域でのペット防災を進める上で、市議会や県議会といった議会への働きかけは、政策やルールの明確化につながる重要な啓発活動です。行政の「実務」を動かすのが現場の担当者であるならば、その活動を裏付ける「方針」や「回答」を引き出すのが議会の役割です。

現場の担当者は大きな判断を行うことはできません。いくら現場の担当者に「ペット同伴避難専用の場所を作ってほしい」と要望しても応えることはできません。その要望は議会にこそ向けられるべきなのです。

4-4-1 議会は「市民の声」を行政に届ける窓口

「議会に働きかける」と聞くとハードルが高く感じるかもしれませんが、議員の本来の仕事は市民の困りごとを拾い上げ、行政に質問することです。彼らは常に「次に質問すべき地域の課題」を探し

ています。まずは身近な伝手を頼ったり、地域の報告会などに足を運んだりして、話を聞いてくれる議員を探してみましょう。一人の市民としての相談が、行政全体を動かす大きな一歩になります。

4-4-2 「未定」の状況を可視化する

多くの自治体では、ペット同伴避難への対応が「未定（検討中）」のまま止まっています。現状が「未定」なのか「予定あり」なのかを確認するだけでも、議会での質問は非常に有効です。公の場で質問されることで、ブラックボックス化していた準備状況が明らかになり、住民側も「今、自分たちが何をすべきか」を判断できるようになります。

4-4-3 行政は「質問」されることで動き出す

行政には、議会で問われたことに対して公式な回答を作成する義務があります。過去の災害（第1章参照）でも同伴避難の混乱は繰り返されてきました。「未定」のまま放置すれば、有事の際に現場が混乱することは明白です。議会でこの点を指摘されると、行政は「検討せざるを得ない」状況になり、具体的な回答を作る過程で内部の議論が加速します。つまり、議会での質問は、行政の背中を強力に押す「スイッチ」になるのです。

4-4-4 効果的な質問の組み立て方

議員を通じて質問をしてもらおう際は、以下のような具体的かつ建設的な内容を提案してみましょう。

①専用避難所の設置について

- ペット同伴避難専用の避難所を設置する意向はあるか
- ある場合、スケジュールや候補地はどうなっているか

②一般避難所の準備状況について

- 指定避難所でのペット受け入れの可否
- 可となっている避難所で、受け入れ場所は決まっているか
例えば市内10カ所のうち、何カ所の避難所でペットの場所が決まっているかを質問する

③専門家との連携について

- 避難所運営においてペットの専門家と市の体制はあるか
- ペット専門家を含めた避難所開設訓練を行っているか、行う予定があるか
- 民間の動物避難所との災害協定を想定しているか

4-5 具体的な実践例

全国動物避難所協会とそのネットワークがこれまで実践してきた成功事例は、これから活動を始めの方々にとって貴重な指針となります。

4-5-1 長野県須坂市の災害協定モデル（犬処ケンケン）

長野県須坂市のドッグサロン「犬処ケンケン」は、2015年に須坂市と「災害時における動物救護

活動に関する協定」を締結しました。これは民間事業者が行政と連携する先駆的な事例として全国から注目されています。この協定が形式的なものに終わらず、極めて実効性の高いものとなった背景には、以下の3つの重要な要素があります。

①地域に愛される「ハブ」としての存在

犬処ケンケンは、日頃からドッグランでの交流会など、地域の犬たちが集まるイベントを継続的に開催してきました。地域に根ざし、多くの飼い主に愛される店舗として日常的な接点を持っていたことが、強力な信頼の土台となりました。この「地域での利用者の多さ」と「密なネットワーク」があったからこそ、有事の際にも犬処ケンケンからの発信や支援活動の情報が、地域の飼い主が円滑に伝わり、支援活動につながったと考えられます。

②「顔の見える関係」から「協定」への発展

協定締結の鍵は、単なるビジネス上の提案ではなく、日頃からゴミ拾いや地域の防災訓練に一住民として参加し、行政との「顔の見える関係」を築いていたことにあります。サロンが持つ専門性（看護・トレーニング資格保持者の在籍）や、トリミングカーによる被災ペットの洗浄といった具体的な「解決策」が、行政側のニーズと合致し、民間連携の理想的なモデルとなりました。

③訓練の継続が重要

2015年の協定締結後、犬処ケンケンは市と連携し、「同伴避難訓練」を毎年欠かさず実施してきました。令和元年東日本台風（2019年、台風19号）の際に、行政との円滑な連絡に基づく支援活動が可能となったのも、それまでの訓練の積み重ねがあったからだと考えられます。（第1章参照）



まとめ

この事例から学ぶポイントは、「地域に愛される店舗」は最強の防災拠点になりうるということです。日常の集客力が、有事の情報伝達力にも直結します。また、「やり続ける」ことが、現場を動かす力

になります。協定はゴールではなくスタート。平時の訓練こそが本番で役立つことが実証されました。行政等と連携するためには、「双方向のメリット」を形にすることも重要です。犬処ケンケンの事例では、専門知識を地域の安心に還元する姿勢が、行政を動かしたといえるでしょう。

4-5-2 平時の研修・訓練が、有事の連携につながった取り組み (人と動物の共生センター)

人と動物の共生センター鳥取支部では、休眠預金等活用事業^{*}の助成を活用し、平時から、うちトコ動物避難所・啓発窓口として協力してくれる事業所・団体の募集や飼い主への自助の啓発（ペット防災カレンダー配布）、自治体へのペットの避難状況アンケートの実施、職員向け研修、多職種連携による避難訓練を重ねてきました。

その積み重ねが、実際の地震発生時における情報共有や連携対応へとつながった事例を紹介します。

^{*}【2022 通常枠】中国 5 県における発災時の相互支援体制構築に向けた地域の支援団体育成・強化事業

①自治体職員向け研修

アンケートの結果を元に企画した研修の実施

県および市町村の危機管理部門、動物愛護部門の職員を対象に、ペット防災をテーマとした研修を実施しています。

研修では、環境省のガイドライン等をふまえ、「同行避難」と「同伴避難」の違いや考え方を整理するとともに、避難所運営の現場で想定される課題や、ルール作成のヒント、判断が求められる場面について具体例を交えて共有しています。

危機管理部門と動物担当が同席して学ぶことで、それぞれの役割や立場を相互に理解し、災害時にどのような連携が必要となるのかを平時から確認する機会となっています。

ペット防災を動物分野に限定せず、住民の円滑な避難行動を支える被災者支援の一環として捉える視点を共有しています。



鳥取県内市町村職員向け研修（被災地で活動を行う認定 NPO 法人日本レスキュー協会）

②多職種連携による合同避難訓練

福祉分野と連携した避難訓練の実践

2025 年 12 月 7 日、鳥取県自閉症協会および DWAT（災害派遣福祉チーム）と連携し、合同避難訓練を実施しました。本訓練では、自閉症当事者や家族・配慮が必要な人を想定し、ペットを飼育している世帯が災害時に直面する課題と備えについて共有しました。

人とペットが同じ空間で過ごす「同室同伴避難」の考え方や、ストレス軽減のための環境調整、支援



人と動物の共生センターによる情報共有の様子

者が関わる際の留意点などについて、意見交換もさせていただきました。多職種が同じ場で訓練を行うことで、それぞれの専門性をふまえた連携の重要性を確認する機会となりました。

人とペットが共に過ごす避難環境の工夫と選択肢

合同訓練では、避難所や車中泊を想定し、人とペットが安全に過ごすための避難環境づくりについて具体例を共有しました。ペット同伴を前提とした区画設営や、飼い主が自ら世話を完結できる配置、周囲への配慮をふまえた空間づくりなど、現場で実施可能な工夫を確認しました。

また、指定避難所に限らず、車中泊など複数の避難の選択肢を想定することで、災害の状況や家庭の事情に応じた柔軟な判断と各避難方法で安全に過ごすことができるリスク管理を共有しました。

③地震発生時の対応と情報共有（2026 年 1 月）

発災時における情報収集と関係機関との連携対応

2026 年 1 月の鳥根県東部を震源とする地震 M6.4（深さ約 11km）の発生時には、登録している「うちトコ動物避難所」およびペット防災啓発窓口への安否確認を実施しました。被害状況や受け入れ可否に関する情報を整理し、災害中間支援組織である鳥取県災害福祉支援センターに共有しました。

同センターを通じて、県の危機管理政策課とも情報が連携され、関係機関間で状況を共有することができました。ペットと一緒に生活する住民の避難は確認されなかったものの、平時からの研修や訓練、関係機関との関係づくりが、発災時の円滑な情報共有と初動対応につながったことを実際に確認する機会となりました。

まとめ

本事例では、平時に実施してきた自治体職員向け研修や多職種連携による避難訓練、また、とっとり災害支援連絡協議会が積極的に行っている平時からの顔の見えるゆるやかなつながりのおかげで、実際の地震発生時における情報共有や連携対応へとつながった過程を示しました。ペット防災を平時の取り組みとして積み重ねていくことが、災害時の初動対応を支える基盤となることが確認されました。



ペット同室同伴避難の訓練の様子



さんすい防災研究所 山崎水紀夫氏（右）の指導のもと、ペットとともに車中泊避難のポイントを解説

第5章 災害とペットの未来

本章では、災害とペットの未来について考えていきます。第1章で報告したこれまでの災害の課題について整理した上で、それを乗り越えるために、我々がこれから取り組むべき活動についてまとめます。

災害時に人もペットも安心して避難し生活できる未来には、多くの人の関与が必要です。本提言が、多くの人と組織の協力を生み出す媒体になればと考えています。

5-1 現在の課題の整理

5-1-1 ペット防災に対する社会的な認識のずれ

大規模災害において、大都市であれば数万単位のペット飼育家庭が避難の必要に迫られますが、こうした世帯を、自治体が運営するペット同伴避難所や民間動物避難所においてすべて受け入れるという事は現実的でないことは明らかです。当協会は、動物避難所の募集と登録を行っていますが、動物避難所が優先的な避難先と考えているわけではありません。人の避難についても同様ですが、避難所はあくまでも選択肢の一つであり、その前に、在宅避難や親類知人の家に避難する縁故避難を優先すべきです。ペットを避難所につれていくことは、ペットの心身のストレスを考えると、優先順位としては低い選択肢になります。

しかしながら、社会的に「同行避難」「同伴避難」という言葉が先行して認知された結果、ペットとの災害対策＝「避難所にペットと一緒にいけるような準備をする」という認識になってしまっており、行政等がペット防災に関わるイベントを行う際にも「避難所への同行・同伴避難訓練」が選択されることが多くあります。そうした備えは必要ではあるものの、先に指摘した通り、本来優先すべきは、在宅避難や縁故避難への備えです。こうした「ペット防災」に抱くイメージを大きく転換させていく必要があると考えられます。

5-1-2 飼い主側の事前備えの不足

ペット防災においては、飼い主自身の事前準備が極めて重要です。在宅避難や縁故避難をするためには、備蓄を備えたり、事前にペットを連れた移動（避難訓練）を実施すべきです。しかし、現状では「災害時にペットと共にどこに避難するか」さえ決めていない人が多数を占め、避難場所を決めている人は少数派です。社会的な認識もペット防災＝避難所への同行・同伴避難と考えている傾向が強く、縁故避難や民間施設など複数の避難先を想定した備えは不十分です。さらに、キャリーやクレートへの慣らし、基本的なしつけ、ワクチン接種といった日常的な準備が不足している例も多く、飼い主向けの教育啓発が急務となっています。

5-1-3 避難所および二次避難先における受け入れ体制の未整備

自治体が運営する指定避難所において、ペット同伴避難の可否や運用方法が事前に検討されておらず、ペットを連れた避難者が避難できないという事態が多発しています。自治体としては同伴避難可としていても、実際に避難所運営を行う地域の自治会レベルでは、ペット同伴可の方針が周知されておらず、受け入れられないということもあります。さらに、二次避難段階では、公営住宅を活用する

みなし仮設住宅などでペット飼育が認められないケースが多く、長期避難におけるペット同行の選択肢が制限されています。

5-1-4 発災時における情報混乱と支援のミスマッチ

いずれの災害においても、ペット連れの避難者の支援については、個人企業問わず多くの支援の申し出が集まります。一方で、被災地のニーズが十分に整理されずに支援されることで、不必要な資材が大量に送られるということもあり、支援の偏在やミスマッチが生じやすい状況となっています。また、自治体の対応は人が優先であり、ペットに関する支援情報は特に後回しにされがちで、被災者自身もどこに支援を求めればよいのか分からない状況に陥っています。

5-1-5 支援活動と地域資源の競合

大規模な支援活動が行われる背景で、支援活動が地元の地域資源の復興と競合するリスクがあります。例えば、被災地でもなんとか営業を続けているホームセンターやトリミングサロンがあっても、物資の無料配布や無料のトリミングが随時行われることで、営業している店舗にお金が流れなくなり、復興が遅れる可能性があります。こうした問題は、被災地で活用できる地域資源に関する情報が整理されておらず、被災者に届いていないこと、地域資源の情報を無視して、外部からの大規模な支援活動が行われることによって発生します。

5-1-6 人の防災施策とペット防災の分断

ペット防災の取り組みは、動物愛護や個人責任の問題として扱われる傾向があります。しかし、ペットの避難を考えることは、ペットは家族だと思っている人の避難を促すことであり、ペットを飼っている『人』の避難に直結します。しかし、こうした認識が、人の防災を担う人や組織に共有されておらず、ペットのことは別枠と捉えられがちです。災害の度に国も、ペット飼育者への配慮について取り組みを進めてきていますが、引き続き、ペットの防災と人の防災を横断した取り組みを加速させる必要があります。

5-2 今後の対策

5-2-1 日常生活に組み込まれた継続的な啓発の仕組みづくり

飼い主への備えを促すためには、飼い主が日常的に触れる情報の中に継続的な啓発の仕組みを作っていく必要があります。近年、ペット系アプリを利用する飼い主は増加していますし、Instagramなどでもペット系の発信が継続的に行われています。多数の飼い主にリーチするこうした媒体の中で、適切な認識を広めると共に、継続的に備えを促していくことが必要です。

Web媒体だけでなく、動物病院やトリミングサロンといった実店舗での啓発も必要です。ペット防災カレンダーは啓発方法の一つになるでしょう。ペット防災の知識がないと、啓発に参加できないと考えてしまう事業者も少なくありませんが、知識がなくてもカレンダーを配布することで、十分に啓発は可能ですし、配布することで、事業者自身もペット防災の知識を身につけることができます。

また啓発のタイミングとして、地震や豪雨など規模の大小を問わず、災害が発生するたびに情報発信や注意喚起を行うことも重要です。社会の意識が高まっているときにこそ、備えを進めることができます。「災害が起きたらペット防災を考える」ことを社会の当たり前にしていくことが求められます。

このように、日常的に防災活動を行っている組織からの発信ではなく、防災を主目的としない主体と連携した啓発を行っていくことが、社会全体・飼い主全体への啓発になると考えられます。

5-2-2 被災地のニーズと地域資源を可視化する リアルタイム・マッピングの構築

発災時には、支援の意思や支援資源が存在していても、現地の実情が十分に把握できず、必要な支援が必要な場所に届かないという状況が繰り返し発生しています。特にペットを飼養する被災者の場合、避難所での受け入れ状況や一時預かり先、動物病院の稼働状況などの情報が得られないことで、避難や支援の選択肢が大きく制限されます。

この課題を解消するためには、被災者自身や現地で活動する関係者が、ニーズや活用可能な地域資源をリアルタイムで登録・更新できるマッピングシステムの構築が不可欠です。行政や一部の支援団体だけが情報を集約するのではなく、現地の被災者が直接情報を投稿でき反映できる仕組みとすることで、刻々と変化する被災地の状況を迅速に可視化することが可能となります。現地の情報は支援活動の鍵です。被災者自身が被災地の情報をシェアすることは、被災者自身が助ける側に回り、助け合いの輪をつくることにつながります。

このマッピングでは、動物避難所や一時預かり施設に加え、トリミングや簡易的な衛生管理が可能な施設、稼働している動物病院、ペットフードやトイレ用品などの物資配布拠点、営業を継続しているペット関連店舗など、ペットとの生活を支える多様な地域資源を一元的に整理・共有することが重要です。これにより、被災者は自らの状況に応じて支援を選択でき、被災地外から支援する側も過不足のない的確な支援活動を行うことが可能となります。「何が足りないのか」「どこが機能しているのか」を可視化することは、ペット防災における混乱を減らし、迅速かつ持続的な支援体制を構築する上で、極めて重要な役割を果たします。

5-2-3 人の防災と一体化したペット防災体制の構築

ペット防災は、動物分野の専門的課題として切り離されがちですが、実際には避難行動や避難生活、生活再建に深く関わる人の防災そのものの一部です。そのため、ペットの避難を例外的な対応とするのではなく、あらゆる防災組織が、ペットを含めた避難を前提として対応する体制へと転換していく必要があります。

この体制を実現するためには、地域の獣医師、トリマー、ペット関連事業者、動物愛護団体など、ペットの専門家が、発災後だけでなく平時から地域防災に関与することが重要です。防災訓練や地域防災計画の策定段階から関わることで、避難所運営における現実的な課題や、地域の飼養実態に即した対応を事前に共有することが可能となります。また、動物避難所等が、それぞれの施設単位で独立して対応するのではなく、地域の防災協議会や避難所運営組織の一員として位置づけられることが重要です。

このように、人の防災の枠組みの中に常にペット防災の視点が存在する状態をつくることで、避難所での混乱や受け入れ拒否を減らし、飼い主・支援者・行政の負担を軽減することができます。人とペットを分断しない防災体制こそが、実効性のある災害対応と、被災者の生活再建を支える基盤となります。

5-2-4 広域的なペット防災支援ネットワークの構築

大規模災害では、被災地単独でペット防災支援を完結させることは困難であり、都道府県を越えた

広域的な連携が不可欠となります。そのため、各都道府県の中核となっているペット防災支援組織同士が、平時から相互につながるネットワークを構築しておくことが重要です。

同時に、災害中間支援組織との連携も重要です。人の災害支援の知見と、ペット分野の専門性を結びつけることで、避難所運営、物資調整、受援体制の構築などをより円滑に進めることが可能となります。

さらに、獣医師会、動物病院、ペットショップ、ペットホテル、トリミング事業者、ペット用品メーカーなど、ペット関連企業・団体が、各地域で平時から顔の見える関係を構築することも、迅速で的確な支援を実現する上で重要です。企業が保有する物資、物流網、施設、人材といった資源を、災害時にどのように活用できるのかを平時から整理しておくことで、発災後の混乱を最小限に抑えることができます。

このような多主体による広域的ネットワークを平時から構築し、役割分担や連携方法を共有しておくことで、発災時には「ゼロから関係を作る」のではなく、既存の信頼関係と仕組みに基づいた支援の立ち上げが可能となります。広域連携は、被災地の負担を軽減し、支援の質とスピードを大きく高める基盤となります。

さいごに

本書では、動物避難所の取り組みを中心に、災害時に人とペットがともに命を守るための避難のあり方と支援の仕組みについてまとめてきました。

これまでの災害では、ペットがいることを理由に避難をためらい、結果として人の命が危険にさらされる事例が繰り返し起きてきました。ペットの避難の課題は、単に「動物をどう守るか」ではなく、「人の避難行動をどう支える」という課題でもあります。

動物避難所は、そのための重要な選択肢の一つです。しかし、それだけで十分ではありません。在宅避難、車中泊避難、親族宅への避難、指定避難所との併用など、複数の選択肢を地域の中に持つこと、そしてそれらが平時からつながっていることが、災害時の安心につながります。

本書で紹介した取り組みや考え方が、各地域において「人とペットの避難を支える仕組みづくり」の一助となれば幸いです。

動物避難所の開設や登録、啓発活動や地域連携など、できることの形はそれぞれ異なります。小さな一歩でも、その積み重ねが災害時に誰一人取り残さない社会につながっていきます。

本書が、各地域における実践や検討のたたき台として活用されること、そして、本書を手にとってくださった皆さまとともに、人とペットがともに安心して避難できる社会をこれからも創っていくことを願っています。

人とペットの避難行動支援ガイド

— 動物避難所の活用と避難の多様化に向けて —

発行日 2026年2月27日

発行者 認定NPO法人人と動物の共生センター

〈岐阜本部〉

〒500-8225 岐阜県岐阜市岩地2丁目4-3

〈鳥取支部〉

〒689-1425 鳥取県八頭郡智頭町福原19番地

TEL: 058-214-3442 / FAX: 058-214-3640

お問い合わせ（総合）: <https://human-animal.jp/contact>

NPO法人全国動物避難所協会

〒500-8225 岐阜県岐阜市岩地2丁目4-3

TEL: 058-214-3442 / FAX: 058-214-3640

お問い合わせ（総合）: <https://uchitoko.jp/contact/>

© 2026 NPO法人全国動物避難所協会・認定NPO法人人と動物の共生センター
本誌はJANPIA（日本民間公益活動連携機構）の休眠預金等活用助成金を受けて制作しています。

本誌の無断転載を禁じます。

本誌の掲載記事の著作権はすべて、特定非営利活動法人全国動物避難所協会・特定非営利活動法人人と動物の共生センターに帰属します。